



研究開発税制の見直し（1/10）「戦略技術領域型」の創設

一言解説

重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度（戦略技術領域型）が創設され、産業技術力強化法の重点産業技術（仮称）に係る試験研究費について、既存の措置とは別枠の税額控除率・控除上限が設定されます。

1. 概要

- (1) 研究開発税制において、国家戦略として重要な技術領域への企業の研究開発を促す観点から、新たに「戦略技術領域型」が創設され、産業技術力強化法の重点産業技術（仮称）（AI・先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙）に係る試験研究費について、既存の措置と別枠の税額控除率・控除上限が設けられます。あわせて、当該技術に係る認定を受けた研究開発機関と企業の共同・委託研究についても同様に高い税額控除率が設けられます。
- (2) 上記(1)については、3年間の繰越税額控除が設けられるなど、制度が抜本的に強化されます。

2. 改正の内容

(1) 基本事項

産業技術力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で、同法の改正法の施行日から令和11年3月31日までの間に同法の重点研究開発計画（仮称）につき、同法の認定を受けたもの（認定研究開発法人）の適用期間（※1）内の日を含む各事業年度において、重点産業技術試験研究費の額（※2）がある場合には、重点産業技術試験研究費の額の40%（特別重点産業技術試験研究費の額（※3）の場合には、50%）の税額控除ができることとなります。

なお、控除税額は、適用年度の法人税額の10%を上限とし、控除限度超過額は3年間の繰越し（※4）ができます。

（※1）適用期間とは、重点研究開発計画の認定を受けた日（認定日）から同日以後5年を経過する日（5年経過日）までの期間をいいます。

なお、その認定に係る重点研究開発計画の計画期間の終了の日（計画期間終了日）が5年経過日前の場合には、認定日から計画期間終了日までの期間をいいます。

（※2）重点産業技術試験研究費の額とは、認定研究開発法人が、適用期間内において支出するその認定に係る重点研究開発計画に従って行う特定重点研究開発に係る試験研究費の額をいいます。

なお、一般試験研究費の額に係る税額控除制度（一般型）、中小企業技術基盤強化税制及び特別試験研究費の額に係る税額控除及び特別試験研究費の額に係る税額控除制度（オープンイノベーション型）の適用を受ける場合のその適用を受ける金額は除かれます。

適用時期

認定日から5年経過日までの期間内の日を含む各事業年度

留意事項

本制度の新設に伴い、税額控除制度が中小企業者等に係る法人住民税に適用されます。



研究開発税制の見直し（2/10）「戦略技術領域型」の創設

- （※3）特別重点産業技術試験研究費の額とは、重点産業技術試験研究費の額のうち産業技術力強化法の重点産業技術共同研究開発機関（仮称）と共同して行う試験研究又は重点産業技術共同研究開発機関に委託する試験研究に係るものをいいます。なお、特定重点研究開発とは、産業技術力強化法の重点産業技術（仮称）（AI・先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙）のうち特に早期の企業化が期待されるものとして一定の基準に該当するものに関する研究及び開発であることにつき確認を受けた研究及び開発をいいます。
- （※4）繰越税額控除制度は、認定研究開発法人が繰越税額控除の適用を受けようとする事業年度において試験研究費の額が**前期の試験研究費の額を超える場合に限り**、適用できることとされます。

（2）通算法人における本制度の適用

① 税額控除額

通算グループを一体として計算した税額控除限度額（**重点産業技術試験研究費基準額**）と通算グループを一体として計算した控除上限額（**法人税額基準額**）とのうち**いずれか少ない金額**に**控除分配割合**を乗じて計算した金額（税額控除可能分配額）が税額控除額とされます。

$$\text{税額控除額（税額控除可能分配額）} = \text{【重点産業技術試験研究費基準額】} \text{又は} \text{【法人税額基準額】} \text{のいずれか少ない方の金額} \times \text{控除分配割合}$$

② 繰越税額控除制度の適用判定

通算グループ全体の試験研究費の額により判定されます。

③ 繰越通算税額控除限度超過額

通算法人ごとに、繰越通算税額控除限度超過額（以下④と⑤の合計額）と適用年度の法人税額の10%相当額（その適用年度に税額控除可能分配額がある場合には、税額控除可能分配額を控除した残額）とのうち**いずれか少ない金額**を繰越税額控除額とされます。

改正案

④	その事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の重点産業技術試験研究費基準額が、法人税額基準額を超える場合におけるその超える部分の金額に、その各事業年度の控除分配割合を乗じて計算した金額（前事業年度までに繰越控除の適用を受けた金額を除きます。）
⑤	通算法人のその適用年度前3年以内に開始した各事業年度において生じた控除限度超過額（前事業年度までに繰越控除の適用を受けた金額を除きます。）

④ 通算グループ内の他の法人の各事業年度の重点産業技術試験研究費の額等が、確定申告書に記載された各事業年度の重点産業技術試験研究費の額等と異なる場合には、確定申告書に記載された各事業年度の重点産業技術試験研究費の額等を各事業年度の重点産業技術試験研究費の額等とみなすほか、所要の措置が講じられます。



研究開発税制の見直し（3/10） 一般試験研究費の額に係る税額控除制度

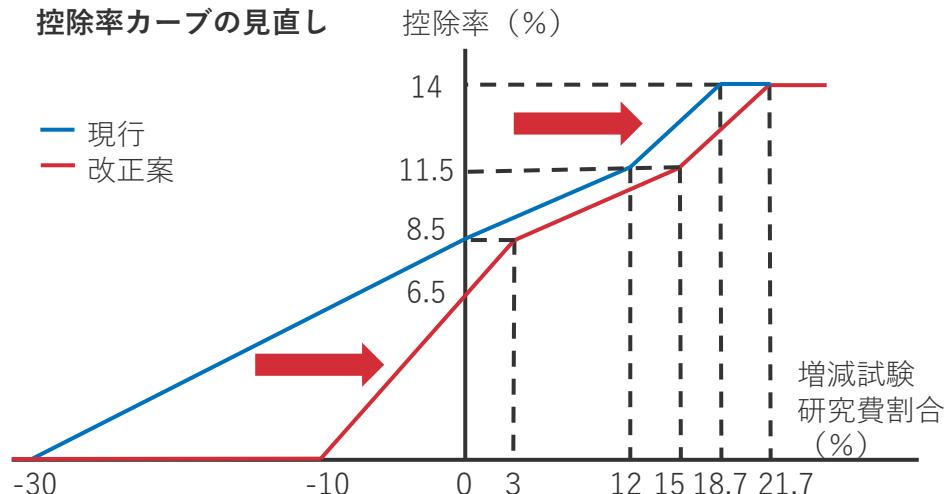
一言解説

EBPM（証拠に基づく政策立案）の観点から、データに基づく分析や専門家による指摘を踏まえ、企業が試験研究費を増加させるインセンティブを強化するため、控除率カーブ及び控除上限の変動措置について見直しが行われます。

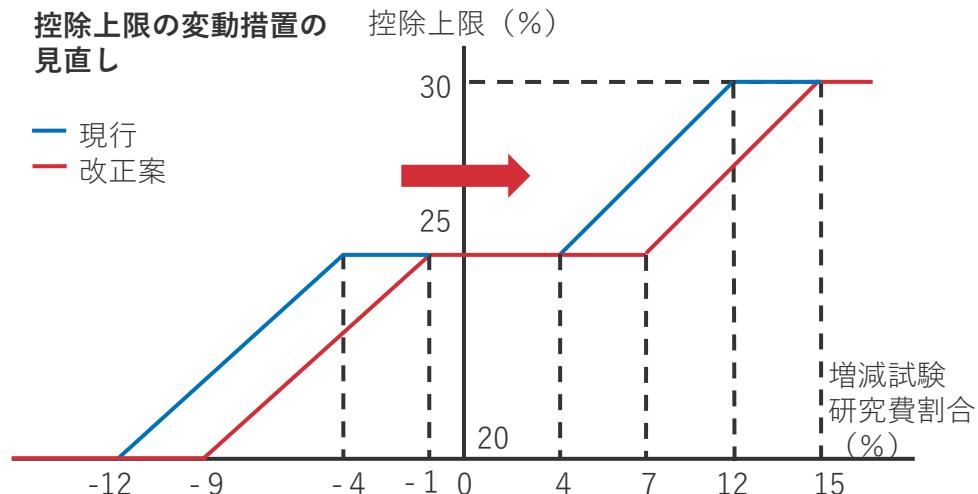
1. 概要

- (1) 現行制度では、一般試験研究費の額に係る税額控除制度は、各事業年度において試験研究費の額がある場合に、その試験研究費の額に一定割合を乗じて計算した金額を、その事業年度の法人税額から控除することを認めるものです。
- (2) 本改正では、足元の物価・賃金動向等も踏まえ、控除率カーブ及び控除上限の変動について **3 %分右方向に移動**させ、また、試験研究費を増加させるインセンティブを強化するため、控除率カーブ及び控除上限の変動措置について見直しが行われます。

控除率カーブの見直し



控除上限の変動措置の見直し



適用時期

令和9年4月1日以後に開始する事業年度

留意事項

中小企業者等に係る法人住民税についても税額控除制度が適用されます。



研究開発税制の見直し（4/10） 一般試験研究費の額に係る税額控除制度

2. 改正の内容

（1）税額控除率の見直し

一般試験研究費に係る税額控除制度について、**令和9年4月1日以後に開始**する各事業年度の税額控除率が以下のとおり見直され、その上限を14%（原則10%）とする特例の**適用期限が3年延長**されます。

現行		改正案
① 増減試験研究費割合が12%超の場合： $11.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375$ （上限14%）	①	増減試験研究費割合が 15%超 である場合： $11.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 15\%) \times 0.375$ （上限14%）
② 増減試験研究費割合が零以上12%以下の場合： $11.5\% - (12\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.25$	②	増減試験研究費割合が 3%超15%以下 の場合： 8.5% + (増減試験研究費割合 - 3%) × 0.25
③ 増減試験研究費割合が零に満たない場合： 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する事業年度： $8.5\% + \text{増減試験研究費割合} \times 30\text{分の}8.5$ （下限0%） 令和11年4月1日から令和13年3月31日までの間に開始する事業年度： $8.5 + \text{増減試験研究費割合} \times 27.5\text{分の}8.5$ （下限0%） 令和13年4月1日以後に開始する事業年度： $8.5 + \text{増減試験研究費割合} \times 25\text{分の}8.5$ （下限0%）	③	増減試験研究費割合が 3%以下 の場合： 8.5% + (増減試験研究費割合 - 3%) × 13\text{分の}8.5 （下限0%）

（※1）増減試験研究費割合とは、増減試験研究費の額（※2）の比較試験研究費の額（※3）に対する割合をいいます。

（※2）増減試験研究費の額とは、適用年度の試験研究費の額から比較試験研究費の額を減算した額をいいます。

（※3）比較試験研究費の額とは、適用年度開始の日の3年前の日から適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各事業年度の試験研究費の額の合計額をその期間内に開始した各事業年度の数で除して計算した金額をいいます。



研究開発税制の見直し（5/10）

一般試験研究費の額に係る税額控除制度

（2）控除税額上限の見直し

令和9年4月1日以後に開始する各事業年度の税額控除率が次のとおり見直され、その上限を次のとおりとする特例の適用期限が3年延長されます。

現行		改正案	
原則	上乗せ措置	原則	上乗せ措置
法人税額の25%	<p>① 試験研究費割合（※1）が10%超の場合： 法人税額 × (試験研究費割合 - 10%) × 2を加算 (上限:法人税額 × 10%)</p> <p>② 研究開発を行う一定のベンチャー企業の場合： 法人税額 × 15%を加算</p> <p>次の場合にはそれぞれの金額を控除税額上限に加算又は減算する：</p> <p>(a) 増減試験研究費割合が4%超の場合（①といずれか大きい方） 法人税額 × (増減試験研究費割合 - 4%) × 0.625%の加算（上限：法人税額 × 5%）</p> <p>(b) 増減試験研究費割合が△4%を下回る場合 法人税額 × (増減試験研究費割合の絶対値 - 4%) × 0.625%の減算（上限：法人税額 × △5%）</p>	現行どおり	<p>① 同左</p> <p>② 同左</p> <p>次の場合にはそれぞれの金額を控除税額上限に加算又は減算する：</p> <p>(a) 増減試験研究費割合が7%超の場合（①といずれか大きい方） 法人税額 × (増加試験研究費割合 - 7%) × 0.625%の加算（上限：法人税額 × 5%）</p> <p>(b) 増減試験研究費割合が△1%を下回る場合 法人税額 × (増加試験研究費割合 - 1%) × 0.625%の減算（上限：法人税額 × △5%）</p>

（※1）試験研究費割合とは、適用年分（この制度の適用を受ける事業年度をいいます。）の試験研究費の額の平均売上金額（※2）に対する割合をいいます。

（※2）平均売上金額とは、適用年度の売上金額及びその適用年度開始の日の3年前の日から適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各事業年度（売上調整年度といいます。）の売上金額の合計額をその適用年度及びその各売上調整年度の数で除した金額をいいます。

（3）試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の特例

試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限が3年延長されます。



研究開発税制の見直し（6/10） 中小企業技術基盤強化税制

一言解説

中小企業技術基盤強化税制について、税額控除率及び控除税額の上乗せ特例の適用期限が3年延長される他、新たに控除限度超過額の繰越税額控除制度が設けられます。

1. 概要

- (1) 現行制度では、中小企業技術基盤強化税制は、中小企業者等が各事業年度において、試験研究費の額がある場合に、その試験研究費の額に一定割合を乗じて計算した金額を、その事業年度の法人税額から控除することを認めるものです。
- (2) 本改正では、税額控除率及び税額控除額の上限の上乗せ措置並びに試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の特例については現行と同内容で3年間延長される他、新たに3年間の繰越税額控除制度が設けられます。

2. 改正の内容

- (1) 税額控除率及び税額控除額の上限の上乗せ

以下の増減試験研究費割合が12%を超える場合の税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限が**3年延長**されます。

- ① 増減試験研究費割合が12%を超える場合の税額控除率の特例

試験研究費割合	税額控除率
10%以下	$12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375$ (上限: 17%)
10%超	試験研究費割合が10%以下の場合の税額控除率 + 試験研究費割合が10%以下の場合の税額控除率 × 控除割増率 (※)

(※) 控除割増率 = (試験研究費割合 - 10%) × 0.5

- ② 税額控除額の上限の上乗せ特例
法人税額 × 10%
- (2) 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の特例（現行と同内容）
試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限が**3年延長**されます。

留意事項

中小企業者等に係る法人住民税についても税額控除制度が適用されます。



研究開発税制の見直し（7/10） 中小企業技術基盤強化税制

(3) 控除限度超過額の繰越控除制度

控除限度超過額について、**3年間の繰越し**ができることがあります。

なお、繰越税額控除制度は、繰越税額控除の適用を受けようとする事業年度において試験研究費の額が比較試験研究費の額を越える場合に限り、適用できます。ただし、一般試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける事業年度は適用できません。

(4) 通算法人における本制度の適用

① 繰越税額控除制度の適用判定

繰越税額控除制度の適用要件については、通算グループ全体の試験研究費の額により判定することとされます。

② 繰越通算税額控除限度超過額

通算法人ごとに、繰越通算税額控除限度超過額（以下⑦と①の合計額）と当期の法人税額の25%（控除上限の上乗せ特例の適用がある場合には、その適用後の割合）相当額（当期に税額控除可能分配額がある場合には、税額控除可能分配額を控除した残額）とのうちいずれか少ない金額を繰越税額控除額とします。

改正案

改正案	
⑦	その事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の通算グループを一体として計算した税額控除限度額が通算グループを一体として計算した控除上限額を超える場合におけるその超える部分の金額に、その各事業年度の控除分配割合を乗じて計算した金額（前事業年度までに繰越控除の適用を受けた金額を除きます。）
①	通算法人の適用事業年度前3年以内に開始した各事業年度において生じた控除限度超過額（前事業年度までに繰越控除の適用を受けた金額を除きます。）

③ 通算グループ内の他の法人の各事業年度の試験研究費の額等が確定申告書に記載された各事業年度の試験研究費の額等と異なる場合には、確定申告書に記載された各事業年度の試験研究費の額等を各事業年度の試験研究費の額等とみなすほか、所要の措置が講じられます。



研究開発税制の見直し（8/10） 特別試験研究費の額に係る税額控除制度

一言解説

特別試験研究費の額について、大学等との共同研究、委託研究に関する試験研究費の額の認定要件や範囲、高度人材の人事費要件等の見直しが行われます。

1. 概要

- (1) 現行制度では、特別試験研究費の額に係る税額控除制度（オープンイノベーション型）は、各事業年度において、特別試験研究費の額がある場合に、その特別試験研究費の額の一定割合の金額をその事業年度の法人税額から控除することを認めるものです。
- (2) 本改正では、大学等との共同研究、委託研究に係る試験研究費の額の認定要件や範囲、高度人材の人事費要件等の見直しが行われます。

2. 改正の内容

- (1) 大学等との共同研究及び大学等への委託研究に係る試験研究費の額

大学等との共同研究及び大学等への委託研究に係る試験研究費の額について、共同研究又は委託研究に要した費用であることにつき、監査を受け、その大学等の確認を受けた金額であることとの要件について、以下の見直しが行われます。

現行	改正案
<p>大学等との共同研究及び大学等への委託研究に係る試験研究費の額について、共同研究又は委託研究に要した費用であることにつき、監査（※1）を受け、その大学等の確認（※2）を受けた金額であること。</p> <p>（※1）特別試験研究費の額については、その額が関係法令に照らして適正であり、当該試験研究に要した費用であって申告法人が当該契約または協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査（第三者による確認）を受ける必要があります。監査とは、専門的な知識及び経験を有する者が行う検査及び適正であることの證明をいいます。</p> <p>（※2）特別試験研究費の額が、当該試験研究に要した費用であって申告法人が当該契約又はに基づいて負担したものに係るものであることにつき、書類により大学等の確認を受ける必要があります。</p>	<p>次の要件を満たすことにつき、経済産業大臣の指定を受けた大学等については、試験研究費の額を大学等の長が認定した金額とする。</p> <p>① 大学等に企業との共同研究及び企業からの委託研究（共同研究等）についての管理を行う業務を集約する専門の部署が設置されていること等その大学等が共同研究等を行うにあたって管理を行うための体制が十分なものであると認められること。</p> <p>② その大学等の規則において共同研究等についての管理に関する業務方法が定められており、その業務方法等が共同研究等を実施するに当たって適切なものであると認められること。</p> <p>③ その大学等において共同研究等についての企業との間の連絡調整及び事務手続に関する方法が具体的に定められていること。</p>



研究開発税制の見直し（9/10） 特別試験研究費の額に係る税額控除制度

（2）特別試験研究費の額に係る税額控除制度の対象外

その用途に係る**対象者が少数である医薬品に関する試験研究**に係る試験研究費の額について、その医薬品に関する試験研究に係る試験研究費の額の全部又は一部につき**「戦略技術領域型」の税額控除の適用を受ける場合**におけるその医薬品に関する試験研究に係る試験研究費の額は、**特別試験研究費の額に係る税額控除制度の対象外**となります。

（3）新規高度研究業務従業者に対して人件費を支出して行う試験研究の見直し

新規高度研究業務従事者の範囲（従事者要件）と試験研究公募要件について、以下の見直しが行われます。

項目	現行	改正案
新規高度研究業務従事者の範囲	① 博士の学位を授与された者で、その授与された日から5年を経過していないもの	① 同左
	② 他の者（その法人との間に一定の資本関係がある者を除く）の役員又は使用人として10年以上専ら研究業務に従事していた者で、その法人（その法人との間に一定の資本関係がある者を含む）の役員又は使用人となった日から5年を経過していないもの	② 同左
	③	③ 博士の学位を授与された者 （その授与された日以後5年以内にその法人の役員又は使用人となった者に限る。）で、その法人の役員又は使用人となった日から 5年を経過していないもの
試験研究公募要件： ①～③のいずれかに該当する試験研究であること	① その内容に関する提案が広く一般に又はその法人の使用人に募集されたこと	① その内容に関する提案が広く一般に又は広く その法人の試験研究に専ら従事する使用人 に募集されたこと
	② その内容がその試験研究に従事する新規高度研究業務従業者から提案されたものであること	② その内容が その試験研究に専ら従事する使用人 から提案されたものであること
	③ その試験研究に従事する者が広く一般に又はその法人の役員若しくは使用人に募集され、その試験研究に従事する新規高度研究業務従業者がその募集に応じた者であること	③ 同左



研究開発税制の見直し（10/10） 海外への委託研究費

一言解説

海外への委託研究費について、国内の研究人材や研究開発拠点の維持・強化の観点から、諸外国と同様に、一定の制限が設けられます。ただし、国内での試験研究に馴染まない海外での治験については制限の対象外とされます。

1. 概要

- (1) 現行制度では、サービス開発に係る試験研究費には、外国法人の本店等に委託して試験研究を行う、その法人の試験研究のために委託を受けた者に対して支払う費用（海外への委託研究費）が含まれます。
- (2) 本改正では、海外への委託研究費について、国内の研究人材や研究開発拠点の維持・強化の観点から、海外での治験を除き、諸外国と同様に、一定の制限が設けられます。

2. 改正の内容

他の者に委託する試験研究（契約または協定により委託する試験研究でその委託に基づき行われる試験研究が国外において行われるものに限ります。）に係る試験研究費の額については、**次の試験研究費の額の区分に応じた金額**が税額控除の対象となります。

No.	項目	改正案
1	医薬品、医療機器又は再生医療等製品（以下「医薬品等」といいます。）に係る試験研究のうちその医薬品等の有効性及び安全性の確認のために行う臨床試験（科学的な質及び成績の信頼性が確保されているものに限ります。）の委託に係る試験研究費の額	その試験研究費の額の全額
2	上記1以外の試験研究費の額	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度：その試験研究費の額の 70%相当額 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度：その試験研究費の額の 60%相当額 令和10年4月1日以後：その試験研究費の額の 50%相当額

適用時期

令和8年4月1日以後に開始する事業年度